

中 運 交 企 第 1 6 3 号
令 和 7 年 3 月 27 日

亀山市地域公共交通会議
会長 山本 伸治 殿

中 部 運 輸 局 長
(公 印 省 略)

令和5・6年度地域公共交通確保維持改善事業の二次評価について(通知)

日頃より国土交通行政にご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、先般報告された標記事業にかかる一次評価について、これを基に二次評価を行ったため、別紙のとおり通知します。

なお、二次評価結果は協議会等において共有するとともに、次年度以降の計画等に反映いただくようお願いいたします。

【問合せ先】
中部運輸局交通政策部 交通企画課
TEL:052-952-8006

自治体・協議会名	亀山市地域公共交通会議
評価対象事業	地域内フィーダー系統

二次評価結果

評価できる取組

- ・隣接市と連携した沿線住民へのバスチラシの回覧、運行事業者と連携したバスの乗り方教室や乗合タクシーの出前講座の開催など、継続的に体験型も含めた公共交通のPRや利用促進に努めていることを評価します。
- ・隣接市との意見交換や地域まちづくり協議会との意見交換などを通じ、幅広く情報収集やニーズ把握などに努めていることを確認しました。

期待する取組

- ・現行の地域公共交通計画の計画期間満了まであと2年となるため、現行計画に基づき実施した各種取組の振り返りや最終的な評価及び課題整理など、次期計画の策定に向けた準備に取り掛かれることを期待します。
- ・市内を運行する地域間幹線系統のうち輸送量が低迷している系統については、引き続き、利用状況の把握等に努め、沿線自治体との連携の下、ネットワークの維持や更なる活用に向けた検討・取組が進められることを期待します。

地域公共交通確保維持事業について

1. 地域公共交通確保維持事業（地域間幹線系統補助）について

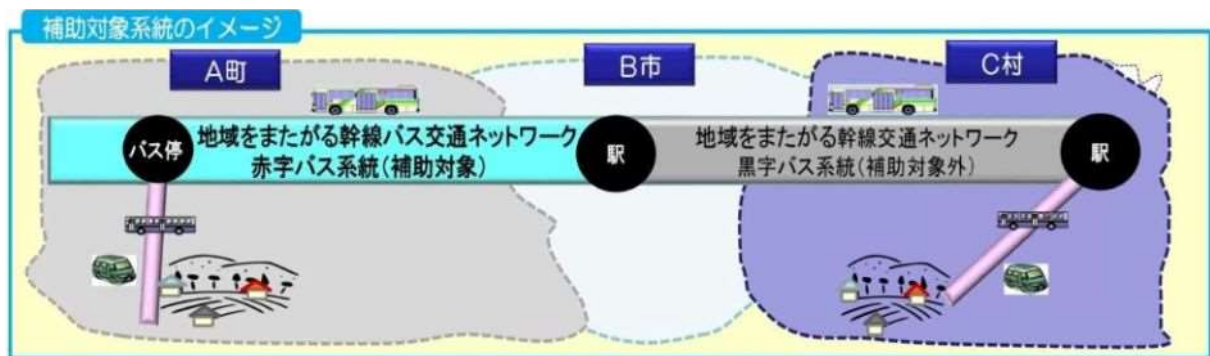
(1) 概要

地域特性や実情に応じた最適な生活交通ネットワークを確保・維持するため、地域間交通ネットワークを形成する地域間幹線系統の運行について国が支援を行っています。

支援を受けるためには、毎年国へ地域公共交通計画の認定申請をする必要があり、申請については、三重県地域公共交通協議会から国へ申請しています。

(2) 主な補助要件

- ・1日当たりの計画運行回数が3回以上のもの。
- ・1日当たりの輸送量が15人～150人見込まれること。
- ・複数市町村にまたがる系統であること。（平成13年3月31日時点で判定）
- ・経常赤字が見込まれること。



(3) 亀山市内を運行する地域間幹線系統

路線名	1日当たりの 運行回数	1日当たりの 輸送量	目的・必要性
亀山国府線	8.6回	19.7人	JR 亀山駅から鈴鹿回生病院及び近鉄平田町駅を経由して、鈴鹿中央総合病院までを結ぶ路線であり、沿線に立地する高校生の通学や病院への通院などの利用に不可欠である。
亀山みずほ台線	7.5回	17.2人	JR 亀山駅から郊外の住宅団地を経由して、近鉄平田町駅までを結ぶ路線であり、沿線に立地する高校生の通学や病院への通院、中心市街地への買物などの利用に不可欠である。
亀山棕本線	9.3回	10.2人	JR 亀山駅と旧芸濃町を結ぶ路線であり、沿線居住者の通勤・通学や、沿線に立地する高校生の通学などの利用に不可欠である。

※1日当たりの運行回数及び輸送量は、令和6年度（バス会計年度：令和5年10月～令和6年9月）の実績

2. 地域公共交通確保維持事業（地域内フィーダー系統補助）について

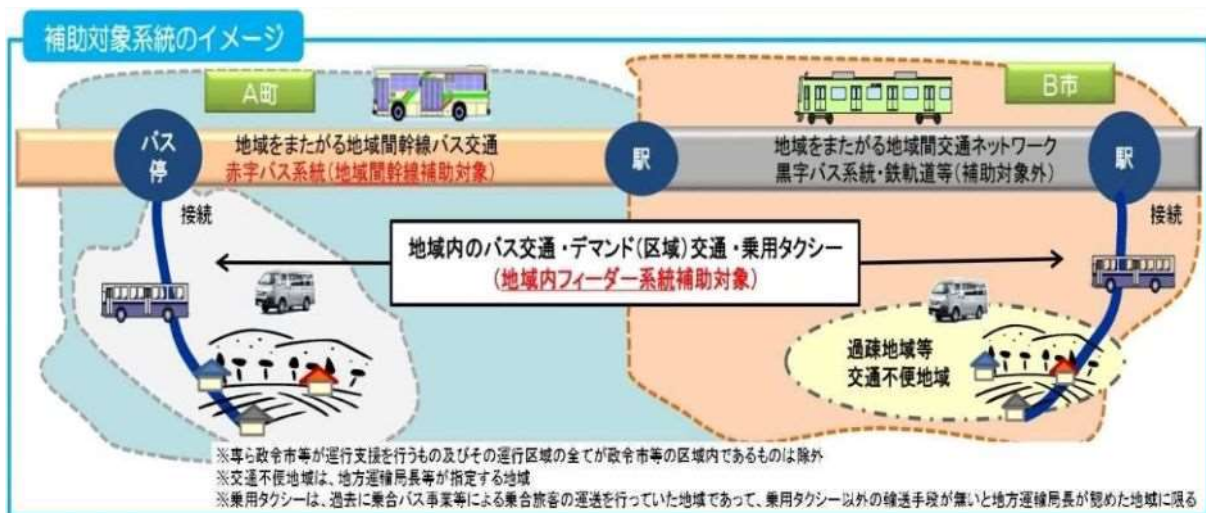
（1）概要

地域特性や実情に応じた最適な生活交通ネットワークを確保・維持するため、幹線バス等の地域間交通ネットワークと密接な地域内のバス交通・デマンド交通の運行について国が支援を行っています。

支援を受けるためには、毎年国へ地域公共交通計画の認定申請をする必要があり、申請については、当会議から国へ申請しています。

（2）主な補助要件

- ・補助対象地域間幹線バス系統等に接続するフィーダー系統または過疎地域等の沿線に含む地域間交通ネットワークのフィーダー系統であること。
- ・補助対象期間中に新たに運行を開始するものまたは既に運行を開始しているもので地域公共交通計画に基づき新たに地方公共団体が支援を開始するものまたは、前年度補助対象期間から地域公共交通計画または生活交通確保維持改善計画に基づき運行されているもの。
- ・（輸送人員÷運行回数）の式によって算出される補助対象期間の1回当たりの輸送量が2人以上であるもの。
- ・経常赤字であること。

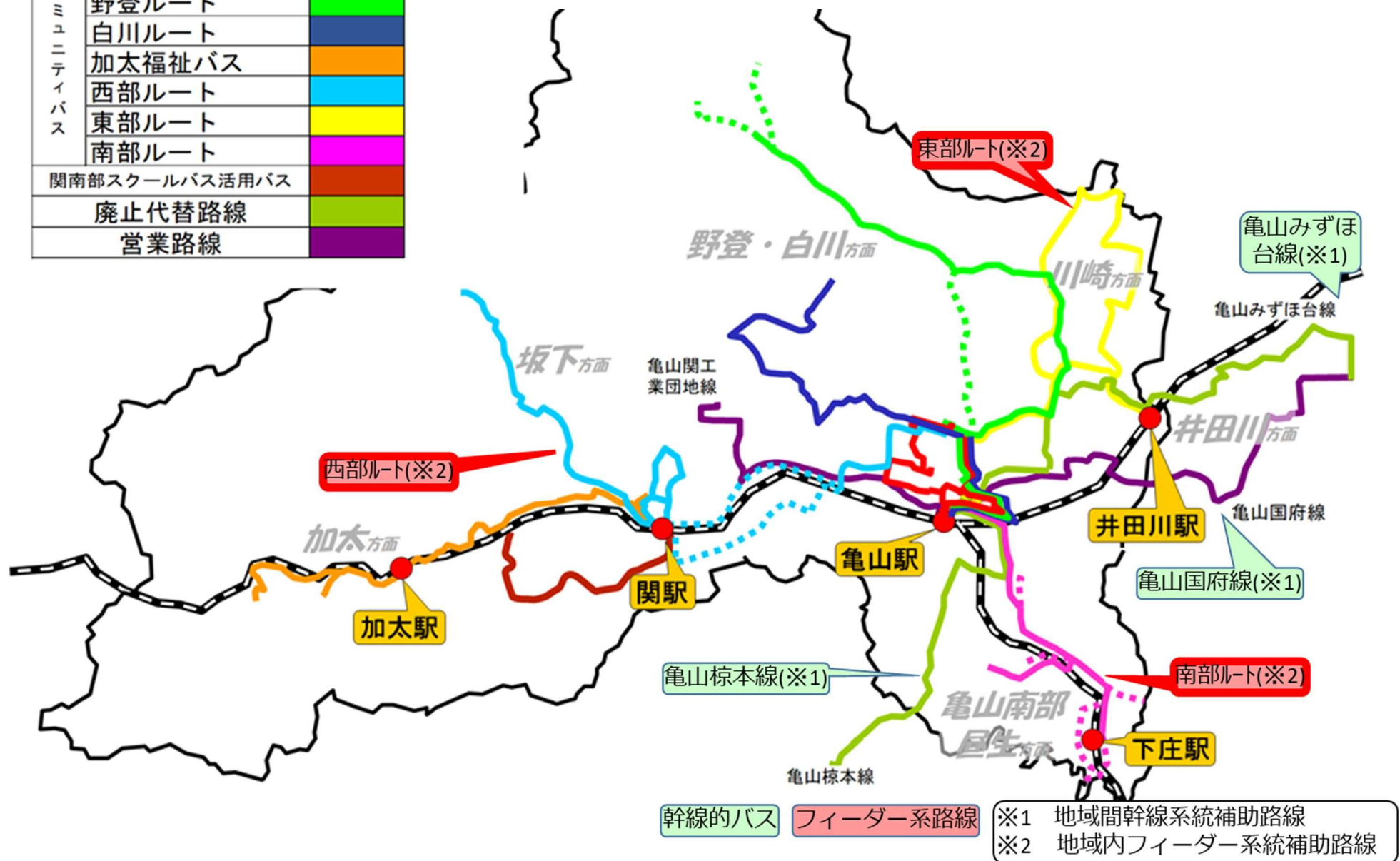


（3）計画の認定申請から補助金交付までのスケジュール

令和7年5月	令和8年度計画認定申請	（当会議⇒国）
令和7年9月	令和8年度計画認定	（国⇒当会議）
令和7年11月	令和7年度補助金申請	（当会議⇒国）
令和8年2月	令和7年度補助金交付決定	（国⇒当会議）
令和8年3月	令和7年度補助金交付	（国⇒当会議）

凡		例
コミュニティバス	さわやか号	
	野登ルート	
	白川ルート	
	加太福祉バス	
	西部ルート	
	東部ルート	
	南部ルート	
関南部スクールバス活用バス		
廃止代替路線		
営業路線		

亀山市における地域間幹線系統補助路線及び地域内フィーダー系統補助路線図



令和 7 年 5 月 27 日

国土交通大臣 殿

氏名又は名称	亀山市地域公共交通会議
住 所	亀山市本丸町 5 7 7 番地
代 表 者 氏 名	会 長 山 本 伸 治

地域公共交通計画認定申請書

地域公共交通計画のうち、地域公共交通確保維持事業に係る計画を別紙のとおり定めたので、関係書類を添えて申請します。

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第 17 条第 1 項に規定する事項の記載箇所（頁）について（亀山市）

1. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の地域の公共交通における位置付け・役割
48 ページから 56 ページに記載
2. 上記を踏まえた地域公共交通確保維持事業の必要性
57 ページに記載
3. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統に係る事業及び実施主体の概要
57 ページに記載
4. 地域公共交通計画の区域内全体における地域旅客運送サービスの利用者の数、収支、費用に係る国又は地方公共団体の支出の額その他の定量的な目標・効果及びその評価手法
58 ページから 59 ページに記載

亀山市地域公共交通計画

URL <https://www.city.kameyama.mie.jp/docs/2014112305302/kotukeikaku.html>

令和 7 年 5 月 2 7 日

(名称) 亀山市地域公共交通会議

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

亀山市では、平成 29 年度からの「第 2 次亀山市総合計画」において、亀山市のまちづくりの将来像として掲げる「歴史・ひと・自然が心地よい 緑の健都 かめやま」に向けた取組を進めていくこととしており、本市が目指すべき姿の実現に向けて、公共交通が果たすべき役割を整理し、鉄道、バス等、本市に係る全ての地域公共交通が一体となって機能し、持続可能な公共交通ネットワークの形成を目指している。

亀山市地域公共交通計画（亀山市地域公共交通網形成計画、平成 29 年 10 月策定）では、「市民生活に必要な公共交通が効率的・効果的に確保され、安全・安心で健やかに生活できるまち」を目標に、これまでの「地域生活交通の再編方針（平成 19 年 1 月策定）」や「亀山市地域公共交通計画（亀山市地域公共交通連携計画、平成 25 年 4 月策定）」を継承しながら、持続可能な公共交通体系の構築に向けた取組を行ってきた。

この計画は、令和 4 年 3 月に計画期間終了となったが、令和 4 年 6 月に新たに策定した亀山市地域公共交通計画において、前計画の目標を継承し、鉄道、バス及びタクシーなど本市に係る全ての地域公共交通が一体となって機能する公共交通ネットワークを形成し、子どもから高齢者まで全ての人が、身近な公共交通を利用して自由に移動できるまちを目指すこととしている。

この地域公共交通が一体となって機能する公共交通ネットワークの形成の実現に向けては、前計画を踏まえて各バス路線の役割と確保すべきサービス水準を明確にするとともに、維持していくための主体を明確に位置付け実施している。

また、下記のバス路線（東部ルート・南部ルート・西部ルート）は、鉄道駅及び幹線的バスへの支線としての役割を果たしている。

（東部ルートについて）

廃止代替バス路線であった亀山長沢線の運行終了に伴い、平成 20 年 11 月から川崎地区方面と亀山駅を結ぶ亀山市コミュニティ系バス路線（東部ルート）として、移動困難者の日常生活における最低限度の移動性の確保・維持することを目的に運行を行ってきた。

一方、平成 24 年 3 月に当該地域の最寄駅である JR 井田川駅の駅前整備が完了し、バスの乗入れが可能となったことから、当該地域から JR 井田川駅へのバスでの移動需要が高まってきた。こうした状況を踏まえ、前亀山市地域公共交通計画（亀山市地域公共交通網形成計画、平成 29 年 10 月策定）では、営業路線バス等の幹線的バスが運行されていない川崎地区方面において、新たに JR 井田川駅へのアクセスを確保することを含むバス路線再編を位置づけ、移動困難者を中心とする地域住民の交通手段を確保・維持するため、平成 27 年 10 月に再編実施したものである。

（南部ルートについて）

廃止代替バス路線であった白子亀山線の運行終了に伴い、平成 17 年 10 月から事前予約制施設送迎サービスの弾力的な運行を行い、平成 20 年 11 月から昼生地区方面と亀山駅を結ぶ亀山市コミュニティ系バス路線（南部ルート）として、移動困難者の日常生活における最低限度の移動性の確保・維持することを目的に運行を行ってきた。

平成 27 年 10 月の東部ルート再編に伴い、1 台の車両を使用した東部ルート・南部ルートの相互運行が解消されたことから、幹線的バスへの接続など柔軟なダイヤ編成が可能となった。こうした状況を踏まえ、前亀山市地域公共交通計画（亀山市地域公共交通網形成計画、平成 29 年 10 月策定）では、効率的な運行を行うために廃止代替路線

亀山棕本線との重複運行を解消し、公共交通不便地域を含む集落が分散立地していることから、地域特性を踏まえた交通サービスを見直すことを路線再編に位置付けた。

そこで、新たに御幸町、池の側、市役所前、ふれあい広場前、東町、亀山高校西を停車する経路見直しや増便等により、市街地から離れた地域からの移動困難者を中心とする地域住民の交通手段を確保・維持するだけでなく、地域ニーズに的確に対応するために次の３点について大幅なサービス改善を図り、平成２８年１０月に再編実施したものである。

○通院需要への対応

昼生地区では３人に１人が６５歳を超えており、市内でも高齢化率が高く通院需要が高い地域である。新たに停車するバス停を含めた経路は病院集積地を経由するものであり、更に亀山駅で接続する幹線系統に乗り継ぐことにより、隣接市の総合病院への通院も可能となり通院需要に的確に応えるものである。

○通学需要への対応

昼生地域は、中学校の遠距離通学地指定地区を含んでおり、また、起伏に富む地形の特徴から通学環境が厳しい地域である。市街地から遠く離れた地域から、中学校、高校などへの通学利用が可能となる経路及びダイヤであるため、通学需要に的確に応えるものである。

○買物需要への対応

昼生地域は、地域住民の買物需要への対応が困難な地域である。生活必需品や付近に飲食店が集積するエコタウンへの乗入れ回数を倍増させただけでなく、午前、午後の往復や正午を挟んだ往復も可能となるなど利便性を著しく向上させた。更に、幹線系統に乗り継ぐことにより、隣接市の大型ショッピングセンターへの移動も可能となるなど地域の買物需要に的確に応えるものである。

（西部ルートについて）

廃止代替バス路線であった亀山坂下線及びコミュニティ系バス路線であった関地区巡回バスの運行終了に伴い、平成１９年１２月から坂下地区方面と総合保健福祉センターを結ぶ亀山市コミュニティ系バス路線（西部Ａルート）として、福祉・医療目的の需要を主体とした市中心部への直接的なアクセスの確保、また、坂下地区においては、関駅から離れた山間部の交通不便地域であり、高齢化率も高いことから、最寄駅（関駅）への交通アクセスを最低限度確保することを目的に運行を行ってきた。

一方、神辺地区については、再編前の当該路線が地区内の幹線道路を通過するのみで、バス停留所も存在せず、神辺地区内の大部分が公共交通不便地域であった。また、東海道五十三次の坂下宿や東海自然歩道を訪れる観光客の交通手段を確保する必要があったが、当該路線は坂下地区住民の移動需要に対応したダイヤであったため、観光需要に対応していなかった。

こうした状況を踏まえ、前亀山市地域公共交通計画（亀山市地域公共交通網形成計画、平成２９年１０月策定）では、神辺地区内の交通不便地域の解消だけでなく、坂下地区への観光需要にも対応することをバス路線再編に位置付け、効率的・効果的な運行を行うことにより、地域住民や観光客の交通手段を確保・維持するため、平成２９年１０月に再編実施したものである。

2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

(1) 事業の目標

(東部ルート)

令和6年度（バス会計年度、令和5年10月～令和6年9月）はコロナ禍前の令和元年度（バス会計年度、平成30年10月～令和元年9月）と比較し、総利用者数は6.8%増で平均乗車人員1便当たり利用者数も0.2人増となった。要因としては、朝の便において、通勤利用や高校生の通学利用の増加により、利用者数が増加したことが考えられる。

このことから、令和8年度についても、引き続きコロナ禍前の利用者数以上を基本目標とし、総利用者数及び平均乗車人員1便当たり利用者数共に令和元年度（バス会計年度、平成30年10月～令和元年9月）と比較し100パーセント以上（総利用者数9,285人以上、平均乗車人員1便当たり利用者数4.0人以上）を目標とする。

(南部ルート)

令和6年度（バス会計年度、令和5年10月～令和6年9月）はコロナ禍前の令和元年度（バス会計年度、平成30年10月～令和元年9月）と比較し、総利用者数は24.6%減で平均乗車人員1便当たり利用者数も0.7人減となった。要因としては、通勤や通学利用の減少に加え、昼間帯の便の利用者（高齢者の買い物利用等）がコロナ禍前の令和元年度水準まで回復していないことが考えられる。

このことから、令和8年度についても、引き続きコロナ禍前の利用者数以上を基本目標とし、総利用者数及び平均乗車人員1便当たり利用者数共に令和元年度（バス会計年度、平成30年10月～令和元年9月）と比較し100パーセント以上（総利用者数9,453人以上、平均乗車人員1便当たり利用者数2.7人以上）を目標とする。

(西部ルート)

令和6年度（バス会計年度、令和5年10月～令和6年9月）はコロナ禍前の令和元年度（バス会計年度、平成30年10月～令和元年9月）と比較し、総利用者数は26.0%減で平均乗車人員1便当たり利用者数も0.8人減となった。要因としては、昼間帯の便の利用者（高齢者の買い物・通院利用等）がコロナ禍前の令和元年度水準まで回復していないことが考えられるものの、前年度と比較し中学生の通学利用により回復傾向にある。

このことから、令和8年度についても、引き続きコロナ禍前の利用者数以上を基本目標とし、総利用者数及び平均乗車人員1便当たり利用者数共に令和元年度（バス会計年度、平成30年10月～令和元年9月）と比較し100パーセント以上（総利用者数7,716人以上、平均乗車人員1便当たり利用者数2.7人以上）を目標とする。

(2) 事業の効果

営業路線バス等の幹線的バスが運行されていない地域において、他路線のバスや鉄道などの公共交通へのアクセスや市中心部への交通手段を確保することにより、移動困難者を中心とする地域住民が通学、通院、買物等市民生活に必要なサービスを享受することができる。

3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

	目的を達成するための事業	実施主体
東部ルート	- 継続運行及びサービス水準の維持。 - 関係地域まちづくり協議会と定期的に協議を実施し路線利用状況把握。	亀山市 バス運行事業者 地域
南部ルート	- 継続運行及びサービス水準の維持。 - 関係地域まちづくり協議会と定期的に協議を実施し路線利用状況把握。	亀山市 バス運行事業者 地域
西部ルート	- 継続運行及びサービス水準の維持。 - 関係地域まちづくり協議会と定期的に協議を実施し路線利用状況把握。	亀山市 バス運行事業者 地域
利用促進 啓発活動	- 市内公共交通全体の相乗効果が図られるよう、鉄道やバスを補完する乗合タクシー制度の出前講座を引き続き開催。 - 鉄道やバス等の乗り継ぎや主要施設へのアクセスを考慮した運行内容や運行方法（ダイヤ改正等）の見直しの検討。 - 輸送量が低迷している地域間幹線系統について、引き続き隣接市（津市・鈴鹿市）及びバス運行事業者と連携して、利用促進啓発活動の実施。また、隣接市と連携し高校進学を予定している中学生に向けた利用促進活動に取り組む。 - 子どもや高齢者向けのバスの乗り方教室の開催手法の検討及び子ども会や老人クラブなど地域団体による路線バスを活用したイベント等の推進。 - 市内におけるイベント開催時におけるバス利用促進啓発活動やパークアンドライドによるバス利用促進啓発の実施。 - 交通系ＩＣカードを活用した利用促進策の検討。 - 隣接自治体との乗り継ぎ等、意見交換及び協議の実施。	亀山市 三重県 隣接市 （津市・鈴鹿市） バス運行事業者 地域 関係団体
地域公共交通の最適化	持続可能な地域公共交通に向けて、市民・交通事業者・行政がそれぞれの立場を尊重しつつ、三位一体の取組を実施し、次期地域公共交通計画の策定を見据え、運行方法や運行内容等の再検討。	亀山市 交通事業者 地域 関係団体

4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者

表 1 を添付。

5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

運行収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分を負担することとしている。

6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法

バス事業者からの利用者数報告を昨年同月比やコロナ禍前の同月比と対比させながらモニタリングを行い、その結果を基に地域まちづくり協議会と意見交換を行い、効果を測定する。

7. 別表 1 の補助対象事業の基準ホただし書に基づき、協議会が平日 1 日当たりの運行回数が 3 回以上で足りると認めた系統の概要

【地域間幹線系統のみ】

※該当なし

8. 別表 1 の補助対象事業の基準二に基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧

【地域間幹線系統のみ】

※該当なし
9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項 <u>【地域間幹線系統のみ】</u>
※該当なし
10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 <u>【地域内フィーダー系統のみ】</u>
表 5 を添付。
11. 車両の取得に係る目的・必要性 <u>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</u>
※該当なし
12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 <u>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</u>
(1) 事業の目標
※該当なし
(2) 事業の効果
※該当なし
13 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額 <u>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</u>
※該当なし
14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） <u>【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</u>
※該当なし
15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 <u>【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</u>
※該当なし
16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 <u>【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</u>
(1) 事業の目標
※該当なし
(2) 事業の効果
※該当なし
17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額 <u>【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</u>
※該当なし

18. 協議会の開催状況と主な議論

- ・平成27年6月4日（平成27年度第1回亀山市地域公共交通会議）
川崎地区方面の運行計画（案）について 協議
- ・平成27年6月26日（平成27年度第2回亀山市地域公共交通会議）
川崎地区方面の運行計画（案）について 協議・承認
亀山市地域内フィーダー系統確保維持計画について 協議・承認
- ・平成28年6月1日（平成28年度第2回亀山市地域公共交通会議）
昼生地区方面の運行計画（案）について 協議
- ・平成28年6月28日（平成28年度第3回亀山市地域公共交通会議）
昼生地区方面の運行計画（案）について 協議・承認
亀山市地域内フィーダー系統確保維持計画について 協議・承認
- ・平成28年11月16日（平成28年度第4回亀山市地域公共交通会議）
西部Aルートの再編（案）について 協議
乗合タクシーについて 協議
- ・平成29年2月22日（平成28年度第6回亀山市地域公共交通会議）
乗合タクシーについて 協議
- ・平成29年6月1日（平成29年度第2回亀山市地域公共交通会議）
西部Aルートの再編（案）について 協議・承認
乗合タクシーについて 協議
- ・平成29年6月26日（平成29年度第3回亀山市地域公共交通会議）
乗合タクシーについて 協議・承認
亀山市地域内フィーダー系統確保維持計画について 協議・承認
- ・平成29年10月11日（平成29年度第5回亀山市地域公共交通会議）
亀山市地域公共交通計画の策定について 協議・承認
亀山市地域内フィーダー系統確保維持計画の変更について 協議・承認
乗合タクシーについて 協議・承認
- ・平成30年4月24日（平成30年度第1回亀山市地域公共交通会議）
平成29年度亀山市地域公共交通事業評価
- ・平成30年6月29日（平成30年度第2回亀山市地域公共交通会議）
亀山市地域内フィーダー系統確保維持計画について 協議・承認（書面決議）
- ・平成31年1月7日（平成30年度第4回亀山市地域公共交通会議）
再編路線等の状況及び検証等について
- ・令和元年6月24日（令和元年度第3回亀山市地域公共交通会議）
亀山市地域内フィーダー系統確保維持計画について 協議・承認
- ・令和2年1月7日（令和元年度第6回亀山市地域公共交通会議）
再編路線等の状況及び検証等について
- ・令和2年6月26日（令和2年度第2回亀山市地域公共交通会議）
亀山市地域内フィーダー系統確保維持計画について 協議・承認
- ・令和2年8月26日（令和2年度第3回亀山市地域公共交通会議）
バス運賃体系の見直しについて 協議
野登・白川地区自主運行バス路線の再編について 協議
- ・令和2年10月22日（令和2年度第4回亀山市地域公共交通会議）
バス運賃体系の見直しについて 協議
野登・白川地区自主運行バス路線の再編について 協議
- ・令和2年12月1日（令和2年度第5回亀山市地域公共交通会議）
バス運賃体系の見直しについて 協議・承認
野登・白川地区自主運行バス路線の再編について 協議
再編路線等の状況及び検証等について
- ・令和3年1月19日（令和2年度第6回亀山市地域公共交通会議）
野登・白川地区自主運行バス路線の再編について 協議・承認

- ・ 令和3年6月28日（令和3年度第2回亀山市地域公共交通会議）
 亀山市地域内フィーダー系統確保維持計画について 協議・承認
- ・ 令和3年11月29日（令和3年度第3回亀山市地域公共交通会議）
 地域公共交通計画策定について 協議
- ・ 令和4年2月9日（令和3年度第4回亀山市地域公共交通会議）
 地域公共交通計画策定について 協議
- ・ 令和4年3月7日（令和3年度第5回亀山市地域公共交通会議）
 地域公共交通計画（最終案）について 協議
- ・ 令和4年6月28日（令和4年度第1回亀山市地域公共交通会議）
 亀山市地域公共交通計画について 協議・承認
- ・ 令和4年12月27日（令和4年度第2回亀山市地域公共交通会議）
 廃止代替路線バスの運賃改定について 協議・承認（書面決議）
- ・ 令和5年1月11日（令和4年度第3回亀山市地域公共交通会議）
 令和4年度地域公共交通確保維持改善に関する自己評価について 協議・承認
 乗合タクシーの利用促進策について 協議・承認
- ・ 令和5年5月24日（令和5年度第1回亀山市地域公共交通会議）
 役員の選任について 協議・承認（書面決議）
- ・ 令和5年5月30日（令和5年度第2回亀山市地域公共交通会議）
 令和4年度及び令和5年度の会計報告等について 協議・承認
 令和4年度亀山市地域公共交通計画の評価・検証について 協議・承認
 地域公共交通確保維持事業（亀山市地域公共交通計画）について 協議・承認
- ・ 令和6年1月16日（令和5年度第3回亀山市地域公共交通会議）
 乗合タクシー停留所の追加・変更・廃止について 協議・承認
 亀山市地域公共交通計画の変更について 協議・承認
 令和5年度地域公共交通確保維持改善に関する自己評価及び地域公共交通計画の評価結果について 協議・承認
- ・ 令和6年6月24日（令和6年度第1回亀山市地域公共交通会議）
 令和5年度及び令和6年度の会計報告等について 協議・承認
 亀山市地域公共交通会議規約の一部改正等について 協議・承認
 地域公共交通確保維持事業（亀山市地域公共交通計画）について 協議・承認
 令和5年度亀山市地域公共交通計画の評価・検証について 協議・承認
- ・ 令和6年10月21日（亀山市運賃協議分科会）
 亀山棕本線・亀山みずほ台線の運賃改定について 協議・承認（書面決議）
- ・ 令和7年1月20日（令和6年度第2回亀山市地域公共交通会議）
 亀山市地域公共交通会議規約及び財務規程の一部改正について 協議・承認
 令和6年度補正予算について 協議・承認
 令和6年度地域公共交通確保維持改善に関する自己評価及び地域公共交通計画の評価結果について 協議・承認
- ・ 令和7年5月27日（令和7年度第1回亀山市地域公共交通会議）
 令和6年度及び令和7年度の会計報告等について 協議・承認
 地域公共交通確保維持事業（亀山市地域公共交通計画）について 協議・承認
 令和6年度亀山市地域公共交通計画の評価・検証について 協議・承認

19. 利用者等の意見の反映状況

亀山市地域公共交通会議には、市民代表の委員が6人含まれているほか、当該運行に関係する地域まちづくり協議会において協議を行っている。

路線再編にあたっては、関係地区の地域まちづくり協議会の意見を踏まえ、十分な協議を行った上で、ルート及びダイヤの設定を行っている。再編後についても地域まちづくり協議会と報告・連絡の会議を実施し、再編後の利用状況の報告・課題・利用促進策等を協議し、連携、情報共有している。

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 三重県亀山市本丸町 577

(所 属) 亀山市政策部政策推進課交通政策グループ

(氏 名) 西川 大也

(電 話) 0595-84-5066

(e-mail) kotsu@city.kameyama.mie.jp

注意： 本様式はあくまで参考であり、補助要綱の要件を満たすものであれば、この様式によらなくても差し支えありません。

実際の計画作成に当たっては補助要綱等を踏まえて作成をお願いいたします。

各記載項目について、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。(ただし、上記2.・3.については、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画に定める目標、当該目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項との整合性を図るようにして下さい。また、地域公共交通計画全体として、協議会における協議が整った上で提出される必要があります)。

※該当のない項目は削除せず、「該当なし」と記載して下さい。